

寄附金税額控除に係る申告特例申請書の記入例

① 提出日を記入してください

令和 ○ 年 寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書
令和 ○ 年 月 日 木更津市長 殿	整理番号	
住所 〒000-000 〇〇県〇〇市△△町 ◇丁目○番地◇番◇号	フリガナ フルサト タロウ	
電話番号 0123-45-6789	氏名 古里 太郎	
	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
	生年月日 明・大・昭 50・12・1 平・令	

第五十五号の五様

⑥ 個人番号（マイナンバー）を記入してください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記入してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

②住所・③氏名・④電話番号・⑤生年月日を全て記入してください。

※印字されている事項を訂正する場合は二重線を引き訂正をしてください。
※申請書提出後に記載内容に変更が生じた場合は、変更届出書が必要です。
ご連絡ください。

確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄付をした日付。 入金日または決済完了日となります。	寄附金額
令和 ○ 年 △ 月 △ 日		10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみとする場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

寄附金額をご確認ください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	☒
--------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を **ふるさと納税の寄附控除を受ける目的以外で確定申告を行う必要がない場合に□を付けます。** の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☒
-------------------------------------	-------------------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数 が5以下であると見込まれる者をいいます。

ワンストップ特例申請で寄付をする自治体数が年間で5団体以内である場合に□を付けます。

※両方に該当する方のみ申請可能です。

以上が申告特例申請書の記入例となります。

ワンストップ特例申請の必要書類について

なりすまし防止のために①「個人番号確認の書類」の写しと②「本人確認の書類」の写しが必要となります。
個人番号（マイナンバー）カードの保有状況に応じて、下記の表の書類をご用意ください。

	個人番号カードをお持ちの方	個人番号(マイナンバー)カードの無い方	
		通知カードをお持ちの方	通知カードの無い方
個人番号の確認書類	個人番号カードの	①通知カードのコピー 令和2年5月25日以前に交付されたカードは、氏名・住所等の記載事項に変更のない限り有効です。	①個人番号が記載された住民票のコピー
本人確認の書類	①裏面コピー ②表面コピー	②下記のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真・氏名・生年月日・住所が確認できるようにコピーしてください。	

【個人番号カード】個人番号(マイナンバー)が記載された顔写真付きのカード



表



裏

【通知カード】住民の一人一人に個人番号を通知するもの

